様式1

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構

四国センター　契約担当役

所長　田村えり子　殿

提出者　（所在地）

（貴社名）

（代表者役職氏名）

2025年度「遠隔病理診断に係る臨床検査技師の能力向上」(2025年度）に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

１　全省庁統一資格（令和07・08・09年度全省庁統一資格を有する場合）

　　登録番号：

＊ただし、令和7年度は資格の更新時期にあたるため、申請時点において令和04・05・06年の全省庁統一資格（有効期限2025年3月31日）にて代替できるものとする。

２　添付資料（令和07・08・09年度全省庁統一資格を有していない場合）

（１）基本要件：

①組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、  
パンフレットを添付すること）。

②登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から  
3ヶ月以内のもの）

③財務諸表（写）（申請日直前1年以内に確定した決算書類）（写）

④納税証明書（写）（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）

（２）その他の要件：  
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以　上

様式２

提出日： 20●●年　月 　日

**誓　約　書**

独立行政法人　国際協力機構

四国センター

契約担当役　殿

日本－ミクロネシア「遠隔病理診断に係る臨床検査技師の能力向上」（2025年度）の委託契約の締結に際して、誓約者は以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、契約が無効となる場合があることに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　番　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　役職印

**１　反社会的勢力の排除**

以下のいずれにも該当しないこと。

1. 誓約者の役員等（誓約者が個人である場合にはその者を、誓約者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
2. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
3. 反社会的勢力が誓約者の経営に実質的に関与している。
4. 誓約者又は誓約者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 誓約者又は誓約者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
8. その他、誓約者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

**２　個人情報及び特定個人情報等の保護**

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア． 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ． 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ． 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ． 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

・ 個人番号利用事務実施者

・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者

・ 個人情報取扱事業者

以　上